

●香川県告示第31号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 大西 武

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町12番地

三菱化学株式会社坂出事業所 開発研究所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	科学技術に関する研究等を行う事業場に設置される洗浄施設	
能	力	140L 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後20日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質 (mg/l)	30	50
	窒素含有量 (mg/l)	1	2
	りん含有量 (mg/l)	0.5	1
	シアン化合物 (mg/l)	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/l)	ND	ND
	ほう素及びその化合物 (mg/l)	ND	ND
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	ND	ND	

	(mg/l)		
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (既設27基も含む。)		(変更前) 143、(変更後) 150	(変更前) 150、(変更後) 170

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分	第 1 排 水 口	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質 量 (mg/l)	12	25
	窒素含有量 (mg/l)	1	2
	りん含有量 (mg/l)	0.5	1
	シアン化合物 (mg/l)	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/l)	ND	ND
	ほう素及びその化合物 (mg/l)	ND	ND
	アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 (mg/l)	ND	ND
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
排出水の量 (m ³ /日)		350	400

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止すること及び排水バランスの見直しにより、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年2月5日から同月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境経済部環境交通課